

第3章 戦略の目標



第1節 2050年ビジョンと目指す将来像



本戦略では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（2023（令和5）年3月閣議決定）の2050年ビジョン「自然と共生する社会」を共有します。

本戦略における本市の目指す将来像については、自然との共生の上に、現在の私たちを取り巻く環境が形成されており、これからも身近にある自然を大切にし関わりを持ち続けることが、継続した自然環境の保全につながることから、「身近な自然とふれあい 守り 共に生きるまち ふじえだ」とします。また、本市は、環境行動都市の実現を目指して、“もったいない”都市宣言を行っており、“もったいない”をキーワードに、「無駄のない暮らしの実現」「低炭素社会の実現」「地球市民としての行動」の実現に取り組んでいます。この宣言の中では、私たちの行動が自然の物質循環や生態系へ大きな影響を及ぼしていることを認識し、人にも地球にも優しく“もったいない”の精神をもって行動していくこととしていることから、環境日本一を目指す本市の方向性も合わせて、「もったいない」で進める 環境日本一のまち「のまち」の方向性も同時に示します。

【本市の目指す将来像】

ふじえだ
自然再興

“もったいない”で進める 環境日本一のまち
身近な自然とふれあい 守り 共に生きるまち ふじえだ

【2050年ビジョン】

国家戦略

自然と共生する社会

2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々にとって不可欠な利益がもたらされる社会を実現します。



コラム



“もったいない” 都市宣言

本市では、2006（平成18）年11月に「藤枝市もったいない運動推進計画」を策定し、2009（平成21）年12月20日には「“もったいない” 都市宣言」を行うなど、“もったいない”を合言葉にした環境に関する取組を推進しています。

< “もったいない” 都市宣言 >

1. 先人の知恵である「もったいない」の精神に学び、無駄のない暮らしを実現します。
2. 「もったいない」を合言葉に、ごみを減らし、エネルギーを節約し、低炭素社会の実現を目指します。
3. 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、地球市民として行動します。



コラム



藤枝版ビオトープとは

「ビオトープ」というと、人工的につくった庭のようなイメージがありますが、本来「ビオトープ」とは、その地域にすむさまざまな野生生物の生息・生育空間のことをいいます。そのためビオトープには、森林や農用地、河川など自然にある生物の生息・生育空間も含まれることとなり、それらを含めて広く生態系を近くで感じることができる場所を「藤枝版ビオトープ」と名付けています。

なお、市内にはビオトープを創出している事業所や民間団体が多数あり、市街地及びその周辺地域の貴重な自然環境を形成するとともに、身近な環境教育の場としても活用されています。

近年、「30by30 目標」に向けて自然公園など法令による保護地域だけではなく、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）が注目されています。環境省では、OECMを「自然共生サイト」として登録する制度がスタートしました。本市でも、OECMに貢献する「自然共生サイト」への登録への機運を高めるため、本計画の重点プロジェクト「ふじえだ自然再興プロジェクト」（P.42～44）の「重点1 ビオトープネットワーク・ふじえだ」の中で、「藤枝版ビオトープ登録制度」の創設を予定しています。環境省の「自然共生サイト」の対象候補など、あらゆるタイプの環境が「藤枝版登録ビオトープ」の対象となります。

自然共生サイトの対象候補

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上緑化、試験・訓練のための草原 など

【資料：環境省・自然共生サイト】

第2節 基本方針



2-1 基本方針1 | 生物多様性の大切さを理解して行動する



若竹刈り

生物多様性を保全するためには、自然や生物と人との関わりを理解することが最も重要です。そのため、まずはこどもたちに自然や生物多様性の大切さを教えることで、未来の環境を守るために必要な知識や意識を育てます。また、生物多様性の重要性や関心を高めるため、環境情報を発信します。さらに、自然とふれあうことで自然や生物多様性に対する理解を深めることができます。これらの取組を通して、生物多様性の大切さを理解し、自ら積極的に行動する人を増やしていきます。

管理指標	現状 2022年度 (令和4年度)	目標 2033年度 (令和15年度)
「生物多様性」の言葉の認知度【市民】 「言葉の意味を知っていた」の回答率	33.2%	60.0%
環境学習講座※の年間参加者の割合	1.43%	1.98%

※環境学習講座の年間参加者指標は総人口に対する割合で設定してある。なお、人数はR4現状2,034人、R15目標を2,600人とする。

2-2 基本方針2 | 豊かな生態系を回復して活かす



青池の小川と桜

森林や農地は、多くの生物が生息・生育する場所であり、二酸化炭素の吸収や水源の保全などの役割も果たしています。また、水辺は環境と調和した河川の保全により、多様な生物の生息環境が創出されます。さらに、市街地では公園や緑地などの自然を回復することで、失われつつある生物多様性を保全することができます。

このような森林や農地、水辺、市街地など失われつつある生態系を回復し、質を高め、互いにつなげていくことで地域の活力としていきます。

管理指標	現状 2022年度 (令和4年度)	目標 2033年度 (令和15年度)
藤枝版ビオトープ※の登録面積	- m ²	345,800 m ²
污水处理人口普及率	79%	86%

※30ページのコラム、43ページの「重点1 ビオトープネットワーク・ふじえだ」を参照

2-3 基本方針3 | 地域固有の生物を守り増やす



カワバタモロコ

本市には、身近な動植物のほか、絶滅の可能性のある種や外来種など、多くの生物が生息・生育しています。これらの種、種の遺伝子の多様性を確保するため、生物の調査・情報収集、絶滅の可能性のある種の保全と外来種の防除、適正なペットの飼養や遺伝的かく乱の防止などを行い、地域固有の生物を守り増やしていきます。

管理指標	現状 2022 年度 (令和 4 年度)	目標 2033 年度 (令和 15 年度)
地域固有の生物が守られている 藤枝版ビオトープ※の登録地点数	- 地点	13 地点
市内の野生生物の絶滅種数 (静岡県版レッドリスト 2019 に掲載されている)	1 種	1 種

※30 ページのコラム、43 ページの「重点1 ビオトープネットワーク・ふじえだ」を参照

コラム



住友バークライトビオトープ「憩いの杜」

住友バークライト(株)は、静岡工場（高柳）の敷地内にビオトープ「憩いの杜」を造成し、2017（平成 29）年 4 月より一般公開を開始しました。この「憩いの杜」では古代ハス「大賀ハス」をはじめ、ミナミメダカやヤマトタマムシ、カワセミ、オミナエシ、フジバカマ、ナデシコなど、昔から志太平野でみられる多様な生物が生息できる環境を保全しています。また、社員が小学校に出向き、生物多様性の重要性を学ぶ出前授業を実施、次の世代に繋ぐ活動にも積極的に取り組んでいます。

【資料提供：住友バークライト(株)】



第4章 戦略の取組

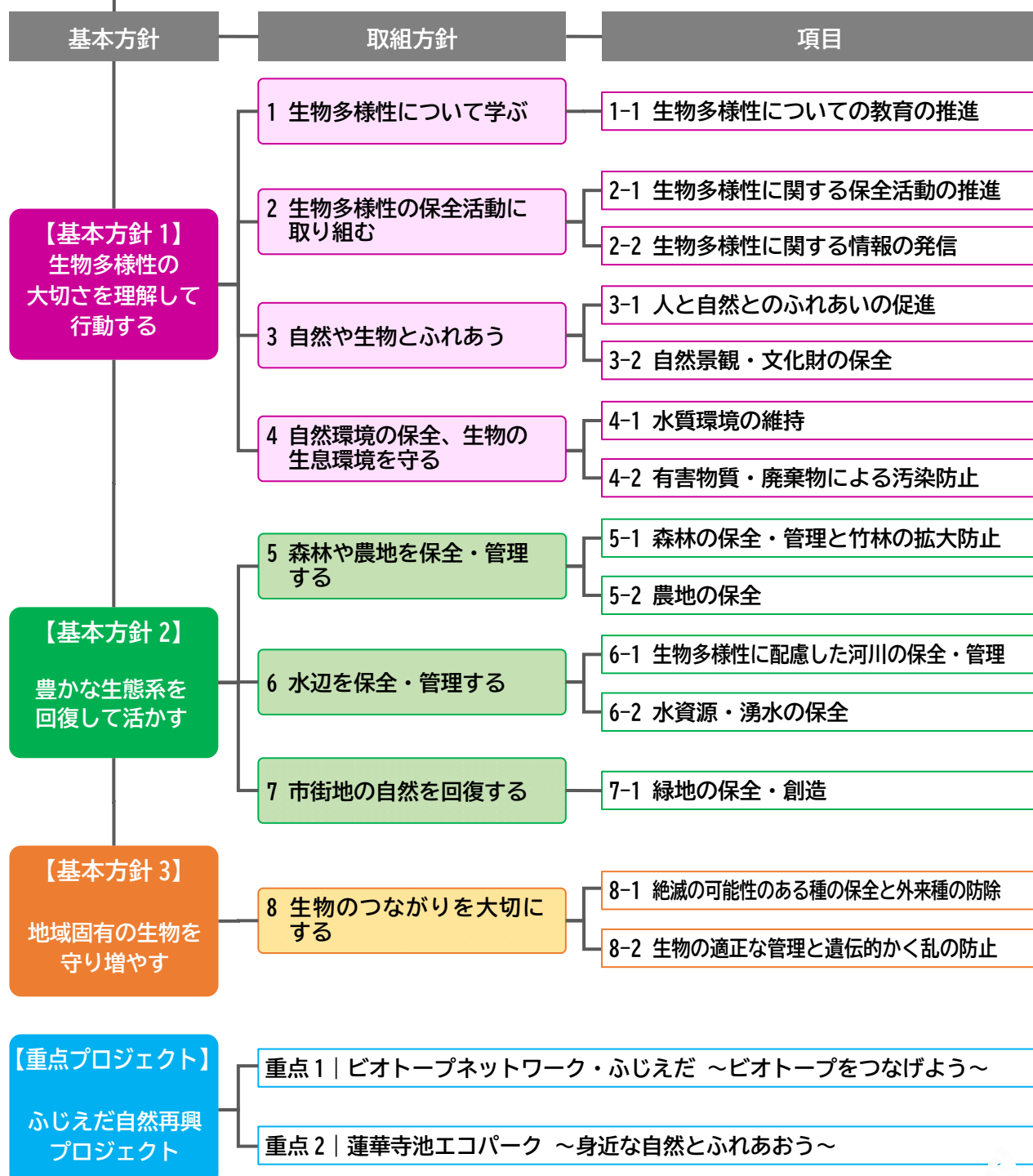


2050年ビジョン

自然と共生する社会（生物多様性国家戦略のビジョンを共有）

目指す将来像

“もったいない”で進める環境日本一のまち
身近な自然とふれあい 守り 共に生きるまち ふじえだ



取組方針

1

基本方針 1 ▶生物多様性の大切さを理解して行動する

生物多様性について学ぶ

4
質の高い教育
と学び続け
られる環境を
つくる

10
多文化共生の
まちをつくる

15
豊かな自然を
守り共生する
まちをつくる

1-1 生物多様性についての教育の推進

- 生物多様性に関する啓発イベントの開催などを通じて、生物多様性の意識の醸成を図ります。
- 生物多様性に関する講座の開催などを通じて、生物多様性の知識をもつ人材の育成に努めます。
- こどもたちを対象とした環境学習講座や、環境体験ツアーなどを行います。
- 教育機関などと連携して、生物多様性に関わる学習を行います。



市民の取組

- 生物多様性に関する啓発イベントや講座などへの参加に努めます。
- 生物多様性の教育への参加に努めます。
- 家庭において、積極的な生物多様性の教育・学習に努めます。



事業者の取組

- 講師としての参加や、自社の環境保全活動の紹介など、学校や地域における生物多様性の教育への参加に努めます。
- 従業員に対する生物多様性への理解と認識を高め、生物多様性保全の意識向上に努めます。



コラム



「滝沢ばんばあ」～アカザの伝説～



瀬戸川の昔話・伝説のひとつに「滝沢ばんばあ」があります。その昔、滝沢川の源流部に「山姥（やまんば）」が住んでいて人を襲うので、困った村人が御不動様にお祈りしたところ、山姥はアカザという魚にされてしまいました。

アカザの8本のひげは山姥の白髪に似ていて、毒のある背びれと腹びれの棘は、人を襲っていた荒々しい山姥を連想させます。このような昔話・伝説は、私たちが生物とどのような関わりをもってきたかを知るきっかけとなるため、今後も長く語り継いでいきたいものです。

【資料：令和版せと川物語（山田辰美・瀬戸川子どもの水辺協議会）】

取組方針

2

基本方針 1 ▶生物多様性の大切さを理解して行動する

生物多様性の保全活動に取り組む

15 豊かな自然を守り共生するまちをつくる
17 あらゆる主体が協働・協賛するまちをつくる

2-1 生物多様性に関する保全活動の推進

- 事業者が行う生物多様性に関する取組への支援に努めます。
- 事業者などと協働し、生物多様性に関する取組を行います。
- 市民団体が行う生物多様性に関する取組を支援します。



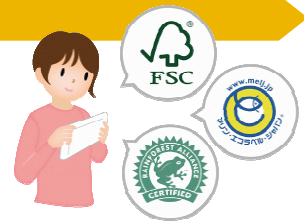
2-2 生物多様性に関する情報の発信

- 環境や生物多様性に関する情報を整理し、ホームページなどで発信します。
- 生物多様性に関わりの深い場所、地域などの情報を収集し、発信します。
- イベントなどの開催時に、生物多様性に関する掲示などを行い、周知・啓発を行います。



市民の取組

- 生物多様性の保全に関する活動への参加に努めます。
- 生物多様性に関する情報の収集に努め、活用を図ります。
- 環境ラベルなどを参考にして生物多様性に配慮した製品の購入に努めます。



事業者の取組

- 原材料の調達、生産・加工、物流、販売、廃棄・リサイクル、資金調達などの各段階において、生物多様性についての関係や影響を適切に把握・開示し、保全対策を踏まえた事業活動に努めます。
- 生物多様性の保全に関する活動への参加に努めます。
- 生物多様性に関する情報の収集・発信に努めます。
- エコアクション 21 などの取得などにより、事業活動における生物多様性への配慮に努めます。
- 生物多様性に配慮した製品の販売・購入に努めます。

エコアクション 21



コラム

生物多様性の保全と持続可能な利用につながる商品につけられている環境ラベルとしては、右のようなものがあります。これらの環境ラベルがついた商品を積極的に選びましょう。

環境ラベル



FSC®森林認証

環境や地域社会に配慮して、管理・伐採が行われている森林から生産された木材・木材製品であることを認証するマーク



マリン・エコラベル・ジャパン

日本漁業の実情を踏まえ、資源管理と生態系への影響に配慮している漁業で獲られた水産物につけられるマーク



レインフォレスト・アライアンス

生態系、農業の管理、労働者の生活向上などの基準を満たした認証農園産の農産物につけられるマーク

取組方針

3

基本方針 1 ▶生物多様性の大切さを理解して行動する

自然や生物とふれあう

14 河川の水質向上と廃プラ対策を推進する

15 豊かな自然を守り共生するまちをつくる

3-1 人と自然とのふれあいの促進

- 自然を体感できるよう、ハイキングコースなどの維持整備を行います。
- 自然に親しむ体験イベントを開催します。
- 自然とふれあうイベントなどを行う団体の支援を行います。



3-2 自然景観・文化財の保全

- 旧東海道などの歴史景観を保全します。
- 文化財の維持管理を行います。



市民の取組

- 自然に親しむ体験イベントへの参加に努めます。
- 旧東海道などの歴史景観の保全に努めます。
- 文化財の維持管理に努めます。



事業者の取組

- ハイキングコースなどの自然を体感できる場所の整備や維持管理に協力します。
- 敷地内の緑地等で観察会を開催するなど、自然とのふれあいの促進に努めます。
- 旧東海道などの歴史景観の保全に努めます。
- 文化財の維持管理に努めます。



コラム



藤枝ネイチャーキッズ

「藤枝ネイチャーキッズ」は、藤枝の豊かな自然を活用した小学生高学年を対象とした体験教室です。講師の山田辰美さん（NPO 法人里の楽校代表、常葉大学名誉教授）とともに地域の自然を直接体験することで、環境や生活への興味や関心を高め、意欲の向上を促します。2023（令和5）年度のテーマは「ふるさとの森・川の自然探検」で、ホタル、里山（竹林）、どんぐり、アカザ（魚類）をテーマに体験教室が行われました。



瀬戸川での体験教室の様子

取組方針

4

基本方針 1 ▶生物多様性の大切さを理解して行動する

自然環境の保全、生物の生息環境を守る

6
安全・安心な
水を提供する

12
6Rを推進し、
廃棄物を
削減する

14
河川の水質
向上と
廃プラ対策を
推進する

4-1 水質環境の維持

- 事業所などからの排水の状況を把握するため、水質調査を行います。
- 污水处理人口普及率を増やします。



4-2 有害物質・廃棄物による汚染防止

- 河川の水質を把握するため、水質検査を行います。
- 大気環境の把握のため、調査を行います。
- プラスチックをはじめとした廃棄物の適正処理を行います。



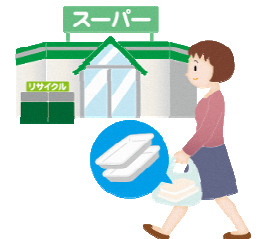
市民の取組

- 公共下水道、農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への転換を進めます。
- 油污れは紙でふき取り、洗剤は適量使用に努めます。
- 廃プラスチックなどのごみの削減のため、マイバッグ、マイボトル、マイ箸の持参や使い捨て商品の使用自粛に努めます。
- 地域の清掃活動への参加に努めます。



事業者の取組

- 排水の管理を徹底し、適正に処理します。
- 使い捨てプラスチック製品の使用抑制に努め、6Rの推進に努めます。
- 人工芝施設等からのマイクロプラスチック流出抑制に努めます。
- 地域の清掃活動への参加に努めます。



コラム



河川ごみ実態調査

毎年、数百万トンのプラスチックが陸から海へ流出して、このままだと 2050（令和 32）年には海の中のプラスチック量が魚の量より多くなると予想されています。海を漂流するごみの多くは、陸から川を通じて流出するごみが多く占めているため、本市では 2020（令和 2）年度に「河川ごみ実態調査」を実施し市内の 4 河川（瀬戸川、朝比奈川、葉梨川、栃山川）における、ごみの散乱状況や水中のマイクロプラスチックを調査しました。その結果、ごみの散乱地点は河川 1km 当たり 5.4 地点であり、並行して行った栃山川取水口での回収で、最も多かったのはペットボトルでした。また、水中マイクロプラスチックの成分分析を行った結果、1 m³当たり 0.4 個（全国平均は 1.6 個）でした。



取組方針

5

基本方針2 ▶豊かな生態系を回復して活かす

森林や農地を保全・管理する

2
食の安全を
守り、
持続可能な
農業をつくる13
地球温暖化
対策を推進
する15
豊かな自然を
守り共生する
まちをつくる

5-1 森林の保全・管理と竹林の拡大防止

- 市民の森の整備を通して、身近な自然とふれあえる空間を創出します。
- 市民が森に親しむためのイベントを開催します。
- 二酸化炭素の吸収源や土砂災害の防止、水源涵養など、多様な機能をもつ森林の適切な保全や管理に努めます。
- 人が手を入れることにより形成されてきた里山の環境保全を推進します。
- 竹林の伐採などにより、竹林対策を推進します。



5-2 農地の保全

- 洪水防止など農地の持つ多面的機能の保全の取組を行う団体を支援します。
- 荒廃農地の発生抑制及び解消を推進します。
- 有機栽培や農薬・肥料の低減など、環境に配慮した持続可能な農業を地域ぐるみで推進します。
- 農業用水路などの整備により、良好な農業環境を保全します。



市民の取組

- 森に親しむイベントや森林管理のボランティア活動への参加に努めます。
- 竹林や農地の適正な管理、竹林を利用した製品の販売・購入に努めます。
- 環境に配慮した持続可能な農業による農産物の購入に努めます。
- 地元の食材の積極的な利用を図り、地産地消を推進します。



事業者の取組

- 土地の利用、開発について生物多様性に与える環境影響を把握し、回避・低減に努めます。
- 所有している森林の適正管理に努めます。
- 竹林や農地の適正な管理、竹林を利用した製品の販売・購入に努めます。
- 環境に配慮した持続可能な農業を推進します。
- 地元の食材の積極的な利用を図り、地産地消を推進します。



コラム



自然を活用した解決策（NbS）

健全な森林の回復は土砂災害の防止や水源涵養、水田など農地の保全は洪水防止などにつながります。このような対策は「自然を活用した解決策（NbS）」と呼ばれ、「生物多様性国家戦略2023-2030」でも基本戦略の一つとして重要視されています。



取組方針

6

基本方針2 ▶豊かな生態系を回復して活かす

水辺を保全・管理する

13
地球温暖化
対策を推進
する

14
河川の水質
向上と
廃プラ対策を
推進する

15
豊かな自然を
守り共生する
まちをつくる

6-1 生物多様性に配慮した河川の保全・管理

- 親しみのある水辺の創出のため、親水性のある用水路の整備などに努めます。
- 河川におけるごみの持ち帰り啓発などを行い、ごみの流出を防止します。
- 良好な河川環境の保全のため、清掃活動などを行います。
- 藪田川の改修においては、防災などの機能とカワバタモロコ生息箇所の保全を考慮しながらの整備に努めます。



6-2 水資源・湧水の保全

- 污水处理人口普及率を増やします。
- 県条例に関する届出により、地下水採取の適正化を図ります。
- 湧き水や地下水の保全のため、雨水を地面に戻す雨水浸透・貯留施設や雨水調整機能の創造を推進します。
- 豊かな水が湧き出る湧水池において、市民が親しめる場所となるよう周辺管理を行います。



市民の取組

- 公共下水道、農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への転換を進めます。
- 河川を利用した際のごみの持ち帰りを徹底します。
- 河川清掃活動への参加に努めます。
- 節水を心掛け、水を大切にします。
- 雨水浸透・貯留施設の導入に努めます。
- 地域の湧水の保全に協力します。



事業者の取組

- 地域の実情に応じた生活排水などの適正処理に努めます。
- 河川清掃活動への参加に努めます。
- 節水や生産過程の合理化などにより水資源の利用を削減に努めます。
- 雨水浸透・貯留施設の導入に努めます。



取組方針

7

基本方針2 ▶豊かな生態系を回復して活かす

市街地の自然を回復する

11 災害に強く
快適な居住
環境をつくる

13 地球温暖化
対策を推進
する

15 豊かな自然を
守り共生する
まちをつくる

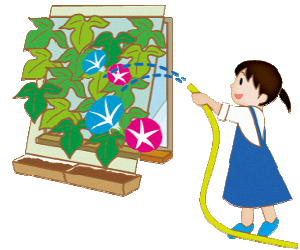
7-1 緑地の保全・創造

- 「藤枝市緑の基本計画」及び「ふじえだ花回廊基本構想」を基に、市民総ぐるみの花のまちづくりを推進します。
- グリーンカーテンやガーデニングなど、身近でできる緑化を推進します。
- 公園緑地の適正管理や施設の緑化を図ることで、気温上昇の緩和や緑にふれあう機会を増やします。
- 花と緑にあふれる美しい地域づくりを推進します。



市民の取組

- 「藤枝市緑の基本計画」及び「ふじえだ花回廊基本構想」を基に、花のまちづくりの推進に協力します。
- グリーンカーテンやガーデニングなど身近にできる緑化に努めます。
- 公園緑地はマナーを守って利用します。



事業者の取組

- 「藤枝市緑の基本計画」及び「ふじえだ花回廊基本構想」を基に、花のまちづくりの推進に協力します。
- 事業所の敷地内の緑化に努めます。
- 敷地内の緑地や池など、身近な生物の生息環境の保全に努めます。



コラム



グリーンカーテンコンテスト

本市では、成長や収穫を楽しみながら、さらに省エネもできる「グリーンカーテン」を多くの皆さんに実践していただくため、「グリーンカーテンコンテスト」を実施しています。応募者の皆さんは、「グリーンカーテン」を設置することで、植物を育てる喜びや、特に西日対策として室内を涼しくする工夫を楽しんで実践されています。



団体・最優秀賞 西益津中学校

取組方針

8

基本方針3 ▶地域固有の生物を守り増やす

生物のつながりを大切にする

15
豊かな自然を
守り共生する
まちをつくる

8-1 絶滅の可能性のある種の保全と外来種の防除

- 絶滅危惧種に関する情報収集及び提供を行います。
- 生物種の保全活動等に取り組む団体等へ支援を行います。
- 特定外来生物に関する情報収集及び提供を行います。
- 郷土種の植栽、外来種の防除など、地域の生物多様性の保全に努めます。



アメリカザリガニ

8-2 生物の適正な管理と遺伝的かく乱の防止

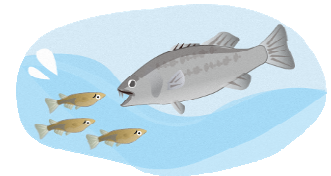
- 身近で共生する生き物である、ペットの適正飼育の啓発・支援を行います。
- 有害鳥獣による農作物などへの被害防止対策に努めます。
- 他地域からの種の移植・放流等による遺伝子かく乱に関する注意喚起を行います。



カダヤシ

市民の取組

- 市や自然保護団体などが行う生物調査への参加に努めます。
- 絶滅の可能性のある種の保全に努めます。
- 外来種の繁殖拡大防止や防除実施に努めます。
- 他の地域からの生物を野外へ放流・移植したり、ペットなどの動物を遺棄しません。



事業者の取組

- 開発事業や土地の所有管理における絶滅危惧種や地域固有種に配慮します。
- 外来種の持ち込み・移動に配慮するとともに、繁殖拡大防止や防除実施に努めます。
- 有害鳥獣による被害を未然防止するため、防護柵の設置などに努めます。



コラム



アカミミガメ・アメリカザリガニの規制

「外来生物法」の改正に伴い、アカミミガメ（ミシシippアカミミガメを含む）とアメリカザリガニは、2023（令和5）年6月1日から「条件付特定外来生物」に指定され、野外への放出、輸入、販売、購入、頒布等を許可なしに行うことが禁止されました。家庭において現在飼育している個体については、規制開始以降も引き続き飼育は可能ですので、野外に放出せず、最期まで飼育してください。

許可なく池や川などの野外に放したり、逃がしたりすることは法律で禁止されています。



ミシシippアカミミガメ

重点
プロジェクト

ふじえだ自然再興プロジェクト

14
河川の水質
向上と
廃プラ対策を
推進する

15
豊かな自然を
守り共生する
まちをつくる

17
あらゆる
主体が協働・
協奏する
まちをつくる

「生物多様性国家戦略 2023-2030」で掲げている「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現のため、本市においても、「ふじえだ自然再興プロジェクト」として、2つの取組を重点プロジェクトとして位置付け、重点的に推進していきます。

藤枝版ビオトープ登録制度・ビオトープマップづくり、ビオトープによる貴重種の保護増殖などにより、生物の生息・生育環境を今よりも豊かにします。

重点1 ビオトープ ネットワーク・ふじえだ ～ビオトープをつなげよう～



ふじえだ自然再興
(ネイチャー
ポジティブ)

自然共生サイト・
OECM

自然を活用
した解決策
(NbS)

重点2 蓮華寺池エコパーク ～身近な自然とふれあおう～



市民の憩いの場である蓮華寺池公園において、環境教育や自然とのふれあいを促進することにより、生物多様性を身近に感じ、生物多様性に関心のある人を増やしていきます。



重点1 ビオトープネットワーク・ふじえだ ～ビオトープをつなげよう～



現状

- 「ビオトープ」とは、本来その地域にすむ様々な野生生物が生息することができる空間のことで、「生物の生息・生育空間」と訳されます。
- 市内には、ビオトープを創出している事業所や民間団体が多数あり、市街地及びその周辺地域の貴重な自然環境を形成するとともに、身近な環境教育の場としても活用されています。
- 蓮華寺池公園、市民の森、瀬戸川、藪田川、小田野沢ビオトープなど、市内の様々な場所では自然観察や保護活動が行われ、自然とのふれあい活動の輪が広がっています。

? ビオトープと杉山恵一氏

藤枝市出身の生物学者・杉山恵一氏は、「ビオトープ」の概念を日本国内に広めたパイオニアとして広く知られています。1980年代後半より「自然復元」という手法の確立に貢献し、藤枝市内をはじめ全国各地のビオトープ構築の監修をするなど、生物多様性の保全に尽力されました。

課題

- 「30by30 目標」に向け、自然公園など法令による保護地域だけではなく、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）が注目されています。環境省では、OECMを「自然共生サイト」として登録する制度がスタートしました。本市でも、OECMに貢献する「自然共生サイト」への登録への機運を高めるための取組を推進していく必要があります。
- 市内には、事業者や民間団体、行政などが整備・管理しているビオトープがあるものの、それらの情報は把握できていないため、情報収集・発信をすることで保全活動を盛り上げ、ビオトープ相互のネットワーク化を図っていく必要があります。



取組

① 藤枝版ビオトープ登録制度・ビオトープマップづくり

- 藤枝版ビオトープ登録制度をつくり、登録されたビオトープ情報の発信やビオトープ保全活動への支援を行います。
- 藤枝版ビオトープのマップを作成して公開します。

② ビオトープによる貴重種の保護増殖

- 地域の貴重種など（例：カワバタモロコ、アカザ、ミナミメダカ、タマムシ）に注目し、地域固有の遺伝子に配慮しながらビオトープにおける保護増殖などを推進します。



OECM

OECMとは、自然公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性を保全できる地域のことをいいます。公園だけではなく、企業の森やビオトープ、屋上庭園、農地など、あらゆる場所が候補になります。



重点2 蓮華寺池エコパーク ～身近な自然とふれあおう～



現状

- 蓮華寺池公園は、都市近郊の大規模な公園として整備されており、市内外から多くの利用があります。
- 四季折々の花や野鳥の鑑賞など自然とのふれあいの場、ウォーキング、散策などの場として利用されているほか、カフェなどが併設されて、若者にも人気のスポットになっています。
- トイレや駐車場（障がい者用含む）が整備されていて、池周りの園路のバリアフリー化や車椅子の無料貸し出しなど、歩行が心配な方でも気軽に散策が楽しめます。

課題

- 蓮華寺池公園では花や山野草の観察などを通じて、自然環境について学ぶことができますが、十分に活用されていません。
- 生物多様性の視点から、郷土固有の自然環境を保全するエリアなどが必要です。
- ミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニなどの外来種の生息を確認しており、地域固有の生態系に影響を与えていることから防除が必要です。

取組

① 蓮華寺池公園における環境教育や自然とのふれあいの促進

- 市のホームページに自然環境や生物多様性をPRする特設サイトを開設するとともに、自然観察マップ、ガイドブックを作成します。
- 自然環境や生物多様性に関する展示や掲示など、理想的な生態系や環境を学ぶことができるようにします。
- 樹木の適切な管理や外来種の駆除を行うとともに、在来種の再生や育成をすることができる保護区画の整備に努めます。

② 地域固有の生態系の保全

- 郷土種の植栽、外来種の防除など、地域の生物多様性の保全を図ります。



第5章 戦略の推進システム



第1節 戦略の推進体制



本戦略の目標達成に向けた取組を着実に実行するため、市民・事業者・行政が協働し、下記の推進体制で取り組みます。

また、本戦略に基づく施策や取組の実施状況を把握・評価し、今後の取組に活用します。

1-1 市民・事業者

市民及び事業者において、本戦略の「第4章 戦略の取組」で示された取組の実践に加え、環境活動レポートに公表される本計画の進行管理結果に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

1-2 行政

■環境推進本部会議（行政経営会議）

戦略に関する策定方針並びに戦略案の確定までの各段階の意志決定及び進行管理を行います。

また、戦略に基づく政策の推進に関する決定及び環境関連施策の調整・協議・決定を行います。

■環境行動推進会議

各部局内の環境マネジメントの実務者であるエコアップマネージャー（課長職）で組織し、環境関連事業・施策に関する進行管理を行います。

■各部局

戦略に基づく事業・取組を実施するとともに、進捗状況の把握、状況に応じた見直しを行います。

■事務局（環境政策課）

戦略の進捗状況や目標の達成状況の把握、関連情報の提供など、戦略全体の進行管理を行います。

1-3 藤枝市環境審議会

「藤枝市環境基本条例」第16条の規定に基づいて設置され、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議します。学識経験者及び関係行政機関職員で構成されます。

1-4 国・県・周辺市町

生物多様性の保全と持続的な利用は、国や県、周辺市町と連携して広域にわたる取組が必要であり、十分な連携を図りながら対応します。

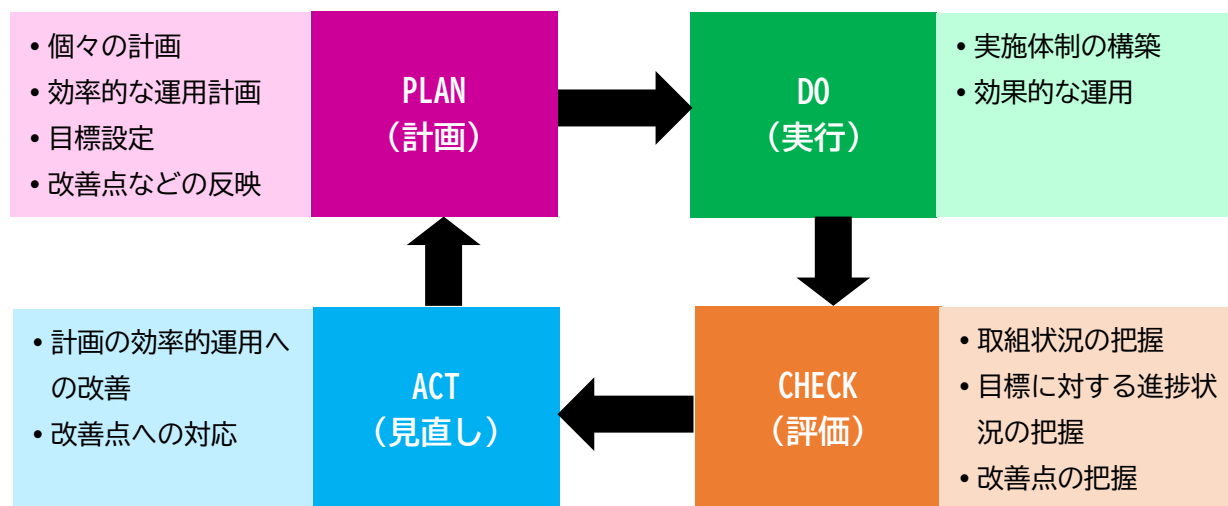
第2節 戦略の進行管理



2-1 PDCA サイクルによる管理

本戦略の進行管理は、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（見直し）のPDCAサイクルを用いて、戦略を継続的に改善・管理します。

藤枝市役所は、2008（平成20）年3月から継続してエコアクション21の認証を受けており、環境省策定のガイドラインに則った効率的かつ効果的な管理を行います。



2-2 結果の公表

本戦略の進捗状況を把握し、管理指標による評価を行います。その結果は毎年、藤枝市環境審議会に報告後、公表します。

第3節 戦略の普及・啓発の手法



本戦略の周知・広報を行うため、戦略冊子及び概要版を市のホームページに掲載するとともに、市役所の行政資料公開コーナー、図書館、地区交流センターなどに配架します。また、環境に関するイベントや出前講座などの機会を利用して、本戦略の周知・広報を行います。

さらに、本市が主催するイベント以外についても、必要に応じて「生物多様性ふじえだ後援イベント」として位置付け、ホームページなどで紹介します。

資料編



資料 1 動植物に関する参考情報



①植生

■植林と耕作地が多い

- 本市の大部分は、気候的に暖温帯に属し、人間活動が行われやすい環境であることから、山間地にも人の手が入り、山地の大部分は植林（スギやヒノキ）と耕作地（茶畑や果樹園）で占められています。また、森林植生では、常緑広葉樹林（スダジイ、アラカシ、タブノキなど）や落葉広葉樹林（コナラなど）といった二次林が多く、自然林はあまりみることができません。また、竹林が広く分布していることも特徴です。
- 平野部の大部分は市街地と水田で占められています。河辺や湿地に分布する植生は小河川にわずかにみられる程度です。

②植物

■1,500 種以上の植物が分布している

- 本市に生育する植物として 1,500 種以上の記録がありますが、その大部分がクスノキ、スダジイ、タブノキ、ヤブツバキ、ヤマモモ、アラカシ、コナラ、ムクノキなど暖かい地域に分布する植物が中心で、寒い地域に分布する植物（アカシデなど）が極めて少なく、北部の高根山やその周辺のごく一部に限られています。

■南方系植物の分布限界がある

- 静岡県の中中部地域は一部の南方系植物の分布北・東限になっています。静岡県の天然記念物に指定されている若一王子神社の社叢では、これら南方系の植物であるヤマモガシやナナミノキ、カンザブロウノキ、ヤマビワなどをみることができます。



ヤマモガシ

■高根山のアカガシは学術的にも貴重である

- アカガシは暖温帯の中でも冷涼な暖温帯上部域を代表する樹種の一つです。このアカガシの優占する森林は、標高の高い冷温帯に成立する落葉広葉樹林と接して分布していることが多く、植物学的に重要な植生となっています。
- 高根山の山頂付近には、県指定天然記念物の「芋穴所のマルカシ」（マルカシはアカガシのこと）と呼ばれる樹高 17.0m、目通り周囲 5.2m にもなる巨樹が生育しています。このアカガシは、高根山の山頂付近にかつてはアカガシの森林が分布していたことを示すものです。暖温帯域が中心の本市にあって、標高 800m を超える高根山（871m）は、標高の高い冷温帯域に分布する植物や植生を観察できる貴重な場所です。

暖温帯上部域を代表する
アカガシ

③動物

■多様な環境に多くの動物が生息している

【哺乳類】

- 北部の山間地から里山にかけてニホンザル、ノウサギ、アカネズミ、キツネ、タヌキ、ニホンイタチ、アナグマなどが確認されています。
- 絶滅の可能性のある種として、キクガシラコウモリ、カヤネズミ、ニホンリスなどが確認されています。このうちカヤネズミは、湿地帯の開発や河川改修等による草地の消失が減少要因として考えられています。その一方で、国の特別天然記念物であるカモシカや有害鳥獣のイノシシは目撃が増加しています。



ニホンザル



ノウサギ



カヤネズミ



カモシカ

【鳥類】

- 市街地には留鳥^{りゅうちょう}のヒヨドリ、シジュウカラ、コゲラがみられます。山間部の森林には留鳥のオオタカ、夏鳥のオオルリやキビタキ、冬鳥のカヤクグリやウソがみられます。溪流ではカワガラスやヤマセミ、河川や蓮華寺池などにはカワセミやコサギ、オオバンなどが生息しています。
- 絶滅の可能性のある種として、水田周辺にはタマシギやゴイサギなどが、森林ではサシバ、サンショウクイ、アカショウビンなどが確認されていますが、いずれも里山環境の変化により数を減らしていると考えられています。



シジュウカラ



キビタキ



カワセミ



ゴイサギ

【両生類・爬虫類】

- 湿地や水田周辺にはツチガエルやトノサマガエル、山間部の止水環境と森林にはモリアオガエルやシュレーゲルアオガエル、河川の中・上流域にはカジガエルがみられます。
- 森林・農耕地に生息するニホンマムシやヒガシニホントカゲ、アオダイショウなどや水域に生息するニホンスッポン、ニホンイシガメなどが確認されています。
- 絶滅の可能性のある種として、アカイシサンショウウオは山間地の開発や乱獲、ニホンアカガエルやトノサマガエルは農地の耕作放棄による水環境の悪化、ニホンイシガメは水辺の消失やミシシippアカミミガメの拡大などが原因で減少していると考えられています。特にアカイシサンショウウオは、「国内希少野生動植物種」に指定されており、捕獲が禁止されています。



モリアオガエル



ニホンマムシ



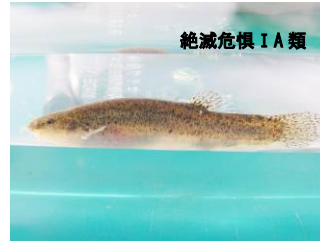
ヒガシニホントカゲ



ニホンスッポン

【魚類】

- 河川の渓流部ではアマゴ、タカハヤ、山際の水路ではホトケドジョウ、中流部ではアカザ、オイカワ、タモロコ、回遊魚のニホンウナギ、アユ、カマキリ（アユカケ）が生息しています。池や水田にはギンブナ、ミナミメダカ、ドジョウなどが確認されています。
- 絶滅の可能性のある種として、カワバタモロコは里山や水田の荒廃、アカザは土砂流入で生息場所となる礫間隙の消失などにより減少していると考えられています。カワバタモロコは、静岡県の「指定希少野生動植物」、「種の保存法」の「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定されており、捕獲が禁止されています。



ホトケドジョウ



アカザ



アユ



ギンブナ

【昆虫類・クモ類】

- 昆虫類では、森林の樹液に集まるコクワガタなどのコウチュウ類、草地にはクロシジミなどのチョウ類、クツムシなどのバッタ類、水辺ではミヤマサナエやチョウトンボ、コガムシ、ヘイケボタルなどが確認されています。
- クモ類では、洞窟などに生息するカザアナマシラグモ、樹林地の林床などではカネコタテグモが確認されています。
- 絶滅の可能性のある種として、オオキトンボは護岸工事や水質悪化、チョウ類のクロシジミは雑木林などの荒廃による里山環境の悪化が原因で減少していると考えられています。



コクワガタ



チョウトンボ



コガムシ



ヘイケボタル

【貝類・甲殻類】

- 山地にはオクガタギセルやミヤマヒダリマキマイマイなどの陸にすむ貝類が、池や小河川にはオオタニシやヒラマキガイモドキなどの淡水にすむ貝類が確認されています。
- 甲殻類では、テナガエビ、モクズガニなどが生息しています。
- 絶滅の可能性のある種として、オオタニシ、ヒラマキガイモドキ、ナガオカモノアラガイなどは水田や湿地、池などに生息していますが、水質悪化、水田の乾田化、開発による植生の消失などにより減少していると考えられています。



ミヤマヒダリマキマイマイ



ヒラマキガイモドキ



モクズガニ



ナガオカモノアラガイ

④絶滅の可能性のある動植物

■絶滅の可能性のある動植物が確認されている

- 本市で確認されている動植物の中で、「静岡県版レッドデータブック（2019, 2020）」に掲載されている絶滅の可能性のある動植物は、合計 179 種（植物 92 種、哺乳類 5 種、鳥類 24 種、爬虫類 6 種、両生類 10 種、魚類 12 種、昆虫類 18 種、貝類 7 種、クモ類 4 種）となっています。
- 特に絶滅のおそれのある種として、絶滅危惧ⅠA 類のヒモラン、デンジソウ、カワバタモロコ、ミナミメダカ、絶滅危惧ⅠB 類のミドリワラビ、ヒツジグサ、サンショウクイ、ニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類のキキョウ、キスミレ、タマシギ、カマキリ（アユカケ）などが確認されており、それらの種の主な生息・生育環境は、山林、半自然草地、水田、水辺など様々です。このことは、生物が利用している様々な環境が、開発による消失に加え、管理放棄、水路や護岸のコンクリート化、水質汚濁などにより悪化していることを表しています。



ミナミメダカ



ニホンウナギ



キキョウ



キスミレ

コラム



産卵場所と生息場所の移動

静岡県版レッドリストでは「絶滅危惧Ⅱ類」に分類されているニホンイシガメですが、かつては本市でも子どもたちに飼われるなど、とても身近なカメでした。今は瀬戸川などでもほとんどみることができません。

湧水の湧く青池にもニホンイシガメが生息していましたが、道路の整備などの周辺環境の変化により、個体数が減少したと考えられます。道路上では、自動車に轢かれてしまったニホンイシガメのメスがみられましたが、これは産卵のために青池周辺の梨園に移動する途中だったと考えられます。このようにニホンイシガメは、生息場所となる水辺と、産卵場所となる山の斜面や畑などを移動します。そのほか、道路を横断するカルガモ親子のニュースがありますが、これも産卵場所から生息場所への移動の例です。

このように、生物の保全対策を考える際には、産卵と育児の場所の移動などを十分に考慮するなど、人にも生物にも配慮した環境の整備を行う必要があります。



現在、青池周辺の道路では「飛び出し注意」の看板のモチーフにカルガモが使われています。

本市で生息・生育の記録がある「絶滅の可能性のある動植物」

■ 絶滅 (EX) (すでに絶滅したと考えられる動植物)	
植物	該当なし
動物	チャマダラセセリ
■ 絶滅危惧ⅠA類(CR) (ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い動植物)	
植物	ヒモラン、デンジソウ、カンラン
動物	ナゴヤダルマガエル、アカイシサンショウウオ※2、カワバタモロコ※1・2、ホトケドジョウ、ミナミメダカ、オオキトンボ
■ 絶滅危惧ⅠB類(EN) (近い将来における野生での絶滅の危険性が高い動植物)	
植物	ミドリワラビ、ヒツジグサ、フジタイゲキ、ミズキカシグサ、ヒメビシ、ミズトラノオ、キセワタ、コタヌキモ、コシノコバイモ、カイコバイモ、ハシナガカンスゲ、セイタカスズムシソウ、イイヌマムカゴ
動物	ササゴイ、コアジサシ、ヤマセミ、ヤイロチョウ※2、サンショウクイ、ニホンウナギ、アカザ
■ 絶滅危惧Ⅱ類(VU) (絶滅の危険が増大している動植物)	
植物	マツバラン、スギラン、ミズニラ、タキミシダ、ヒロハヤブソテツ、ツクシヤブソテツ、サンショウモ、オオアカウキクサ、ミヤマツチトリモチ、ミスミソウ、オニバス、カギガタアオイ、イシモチソウ、ヤブサンザシ、キスミレ、オオヤマツツジ、アサザ、オオアブノメ、タヌキモ、ムラサキミミカキグサ、キキョウ、フジバカマ、タカサゴソウ、イトモ、チャボホトトギス、ミズアオイ、カキツバタ、ウンヌケモドキ、ナギラン、クマガイソウ、ハルザキヤツシロラン、フウラン、ツレサギソウ、ヤマトキソウ
動物	トモエガモ、ヒクイナ、タマシギ、ハチクマ、サシバ、クマタカ※2、アカショウビン、コシアカツバメ、コサメビタキ、ニホンアカガエル、サツキマス (アマゴ)、カマキリ (アユカケ)、クロシジミ、ミヤマシジミ
■ 準絶滅危惧(NT) (存続基盤が脆弱な動植物)	
植物	ヤマシャクヤク、キバナハナネコノメ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、クサナギオゴケ、スズサイコ、タチキランソウ、ミゾコウジュ、イヌノフグリ、イズハハコ、カワラニガナ、ミクリ、マメツタラン、ムギラン、ミヤマムギラン、エビネ、キンラン、セッコク
動物	キクガシラコウモリ、カヤネズミ、ヤマドリ、ミコアイサ、クイナ、タゲリ、イカルチドリ、オオタカ、アリスイ、サンコウチョウ、ニホンイシガメ、アカハライモリ、トノサマガエル、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル、ウラギンスジヒョウモン、ツマジロウラジャノメ本州亜種、クモガタヒョウモン、コガムシ、マルタニシ、オオタニシ、ヒラマキガイモドキ、オクガタギセル、ナガオカモノアラガイ、ミヤマヒダリマキマイマイ、マシジミ、カネコトタテグモ
■ 情報不足(DD) (評価するだけの情報が不足している動植物)	
植物	モミジカラスウリ
動物	ヒナコウモリ、オオコノハズク、ニホンスッポン、シロマダラ、ドジョウ
■ 絶滅の可能性のある地域個体群(LP) (地域的に孤立している地域個体群で、絶滅の可能性が高い動植物)	
植物	該当なし
動物	該当なし
■ 要注目種・現状不明(N-I) (現状が不明な動植物)	
植物	キビナワシロイチゴ、ミズバショウ、タイワンヤマイ
動物	該当なし
■ 要注目種・分布上注目種等(N-II) (絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される動植物)	
植物	ビロウドイチゴ
動物	ヒガシニホントカゲ、タモロコ、ニシシマドジョウ、カワヨシノボリ、コキマダラセセリ、オオチャバネセセリ、コムラサキ、クロヒカゲモドキ、カザアナマシラグモ、アベマシラグモ、エンシュウナミハグモ
■ 要注目種・部会注目種(N-III) (その他各部会で注目すべきと判断した動植物)	
植物	エダウチホングウシダ、ミゾシダモドキ、イワイヌワラビ、ウスバミヤマノコギリシダ、アオネカズラ、ミドリアカザ、イチリンソウ、コイヌガラシ、アズマツメクサ、フナバラソウ、ヒキヨモギ、ノニガナ、オナモミ、オオキツネノカミソリ、ヒナノシャクジョウ、ヤブスゲ、ギンラン、アオフタバラン、ヒトツボクロ
動物	ニホンリス、ゴイサギ、クサガメ、ニホンヤモリ、アズマヒキガエル、ネバタゴガエル、オオウナギ、スルガセモンササキリモドキ、ヒメジャノメ、サトキマダラヒカゲ、オオムラサキ、ギンボシヒョウモン本州亜種、ヘイケボタル

注 1) カテゴリーは静岡県レッドデータブック (動物: 2019、植物: 2020) をベースとした。

注 2) ※1 は「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき「指定希少野生動植物」に指定されている種類。

注 3) ※2 は「種の保存法」に基づき「国内希少野生動植物種」に指定されている種類。

⑤外来種

■特定外来生物を含む多くの外来種が確認されている

- 「外来種」とは、もともとその地域に生息・生育していなかったにも関わらず、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のことを指します。外来種の侵入により、在来種の生息・生育環境の争奪、在来種の捕食、交雑による遺伝的かく乱などの問題が生じています。
- 2005（平成 17）年に施行された「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」では、外来種のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれのある海外から来た外来種を「特定外来生物」に指定し、飼育、栽培、保管・運搬、輸入、野外への放出などが原則禁止されました。本市ではこれまでに、ナルトサワギク、アレチウリ、オオキンケイギク、アライグマ、ウシガエル、カダヤシ、オオクチバス、セアカゴケグモなど 15 種の特定外来生物、アカミミガメ（ミシシippiaアカミミガメ）、アメリカザリガニの 2 種の条件付特定外来生物が確認されています。
- 国は生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の目標（侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御・根絶することなど）の実現に向けて、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を 2015（平成 27）年に公表しました。このリストに掲載されている種のうち、本市に確認記録がある種は、セイタカアワダチソウ、オオカナダモ、モウソウチク、ハクビシン、タイリクバラタナゴ、ニジマス、スクミリンゴガイなどです。

本市で確認されている特定外来生物・生態系被害防止外来種

区分	分類群	種名
特定外来生物	植物	アメリカオオアカウキクサ、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、ナルトサワギク
	動物	アライグマ、ソウシチョウ、ウシガエル、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、アカボシゴマダラ、セアカゴケグモ、ラスティークレイフィッシュ
条件付特定外来生物	動物	アカミミガメ（ミシシippiaアカミミガメ）、アメリカザリガニ
生態系被害防止外来種（特定外来生物を除く）	植物	オランダガラシ、イタチハギ、コマツヨイグサ、トウネズミモチ、ツルニチニチソウ、アメリカアサガオ、マルバアメリカアサガオ、マルバアサガオ、セイタカアワダチソウ、オオアワダチソウ、セイヨウタンポポ、オオカナダモ、コカナダモ、ホテイアオイ、キショウブ、シナダレスズメガヤ、メリケンガヤツリ、コンテリクラマゴケ、シャクチリソバ、ヒメツルソバ、ヒメスイバ、ナガバギシギシ、ムシトリナデシコ、トキワサンザシ、アレチヌスビトハギ、ナンキンハゼ、カミヤツデ、ホシアサガオ、ヤナギハナガサ、アレチハナガサ、ダキバアレチハナガサ、ヨウシュチョウセンアサガオ、アメリカセンダングサ、ペラペラヨメナ、ヒメジョオン、オオオナモミ、ハナニラ、シンテッポウユリ、ヒメヒオウギズイセン、メリケンカルカヤ、ハルガヤ、オオクサキビ、シマスズメノヒエ、キシウスズメノヒエ、タチスズメノヒエ、セイバンモロコシ、ビワ、ハリエンジュ、ナヨクサフジ、コヌカグサ、カモガヤ、オニウシノケグサ、ネズミムギ、ホソムギ、ボウムギ、アメリカスズメノヒエ、オオアワガエリ、マダケ、ハチク、モウソウチク、ナギナタガヤ
	動物	ハクビシン、タイリクバラタナゴ、ニジマス、スクミリンゴガイ

資料2 その他の参考情報



市内の主なビオトープ事例

場所	内容
市民の森ビオトープガーデン	市民の森自然体験ゾーンの中腹に位置し、雨が降ると水たまりができて湿地となり、トンボや野鳥を観察することができます。
住友ベークライト株式会社静岡工場	敷地内にビオトープを形成し、2017（平成29）年度より一般公開しています。（特非）日本ビオトープ協会のビオトープ大賞（2018年）、（一社）日本化学工業協会レスポンシブル・ケア賞の努力賞（2019年）、（一財）日本緑化センター「全国みどりの工場大賞」の会長奨励賞（2019年）などを受賞しています。
藤枝中学校	校舎本館と南館の間の中庭にビオトープを整備しています。
小田野沢ビオトープ	NP0 法人・里の楽校が企画・提案し、本郷ふるさと普請の会と株式会社エクノスワタナベが共同して管理している農村ビオトープです。「ふじのくに美農里プロジェクト」に取り組んでいて、地元と企業との協働活動として「一社一村しずおか運動」として認定されています。

市内の主な人と自然とのふれあいの場

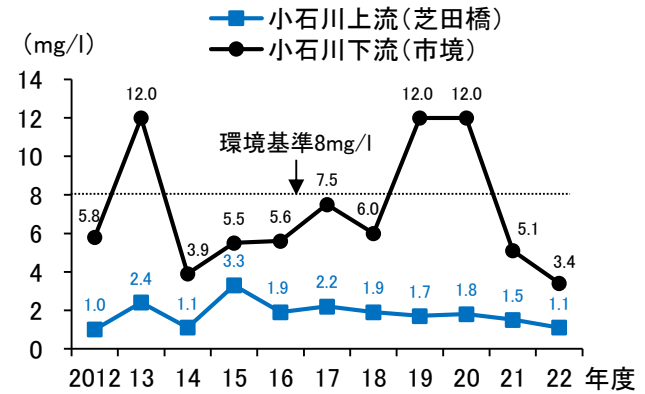
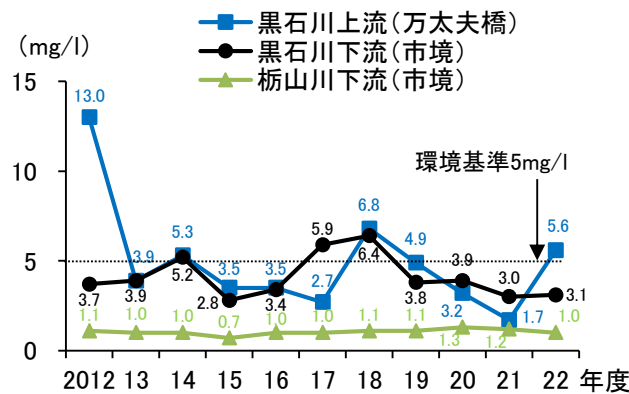
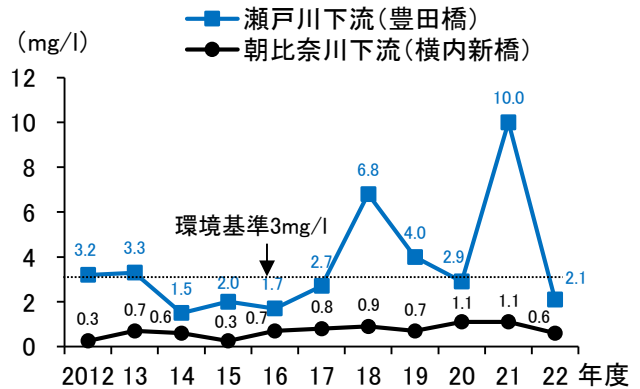
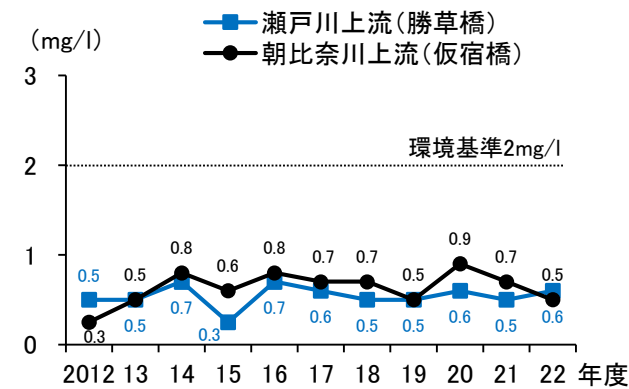
項目	名称
自然観察・ハイキング	ふじえだハイキングコースガイド 東海自然歩道、高根山コース、花倉城跡コース、五州岳コース、びく石コース、中里・滝ノ谷コース、清水山コース、笠張山コース、天王山コース、朝比奈城跡コース、山辺の道コース、里山の道コース、高尾山コース、椿山・菩提山コース、双子山コース、烏帽子形山コース、青羽根パノラマコース、笹川八十八石コース、つたの細道・明治の道コース、高草山コース
	自然観察コース100選ガイド 林叟院参道・高草山コース、宇嶺の滝・高根山コース、びく石・笹川八十八石コース、蓮華寺池・お姫平コース
	ふるさとの自然（中部編） つたの細道、高草山、藪田川とその周辺、蓮華寺池周辺、高根山
	静岡県自然観察ガイドブック つたの細道、高根山
	東海自然歩道 宇嶺の滝コース、高根山コース、満観峰コース、玉露の里コース、びく石コース
	その他 市民の森（ビオトープガーデン）
水辺・湧水	静岡県のみずべ100選 玉露の里、蓮華寺池、宇嶺の滝
	静岡県の湧き水100 元井戸、姥が池、清水屋の湧き水、青池
植物観賞	桜の見どころ 朝比奈川堤、蓮華寺池公園、金比羅山緑地、瀬戸川河川敷
	紅葉の見どころ 滝ノ谷不動峡、大沢峡

【資料：ふじえだハイキングコースガイド、自然観察コース100選ガイド（静岡県、1986年）、ふるさとの自然・中部編（静岡県、1989年）、東海自然歩道ガイドマップ（静岡県東海自然歩道連絡協議会、2006年）、静岡県のみずべ100選（静岡県、1993年）、静岡県の湧き水100（静岡県・静岡新聞社、2002年）、静岡県自然観察ガイドブック（静岡県、2003・2004年）、静岡県さくらのみどころ（静岡県さくらの会、1994年）、紅葉見どころ八十八景（静岡新聞社、1998年）】

市内の文化財（天然記念物・史跡）

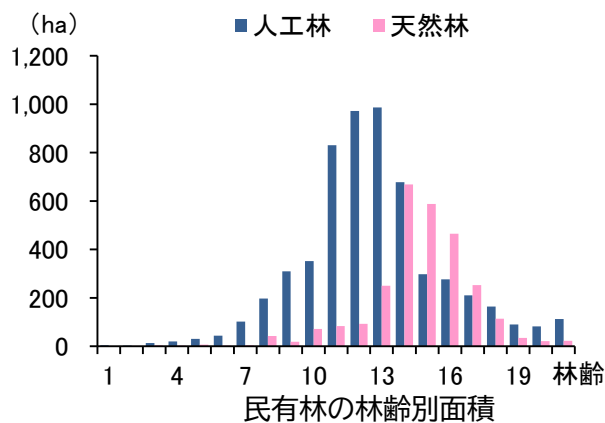
種別	指定	名称
天然記念物	県指定	久遠のマツ（大慶寺）、若一王子神社の社叢、須賀神社のクス、鼻崎の大スギ（高根白山神社）、高根神社のスギ（高根白山神社）、芋穴所のマルカシ（高根白山神社）、万年寺のカヤ
	市指定	蓮生寺のイブキ、北方のトキワガキ（個人）、ハゴロモクリハラン（個人）、かや（常願寺）、すぎ（大井神社）、月見里神社のクス、本願のマツ（正定寺）
史跡	国指定	志太郡衙跡、東海道宇津ノ谷峠越
	県指定	若王子古墳群
	市指定	衣原古墳群、田中城址、千貫堤、今川泰範の五輪塔、雪斎長老の無縫塔、岡部氏墓、岡部宿本陣址、入野古墳、つたの細道、朝比奈城址、朝日山城跡、花倉城跡、旧東海道の松並木

【資料：文化財課】

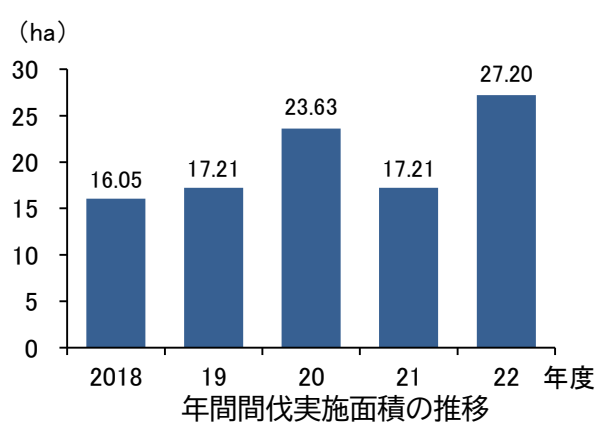


瀬戸川・朝比奈川・黒石川・栃山川・小石川のBOD（75%値）の推移

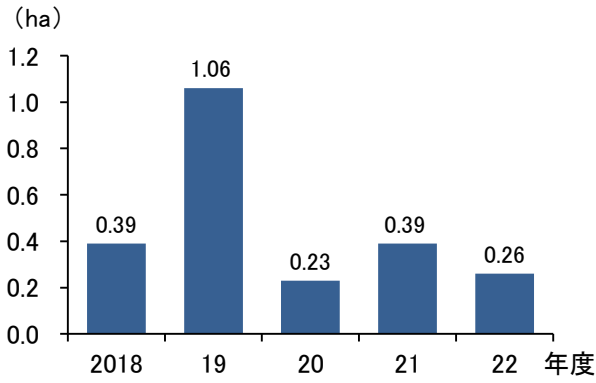
【資料：ふじえだの環境】



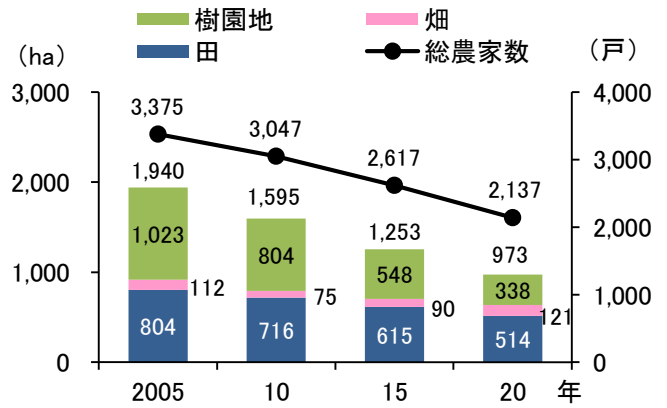
【資料：藤枝市森林整備計画（2023年3月）】



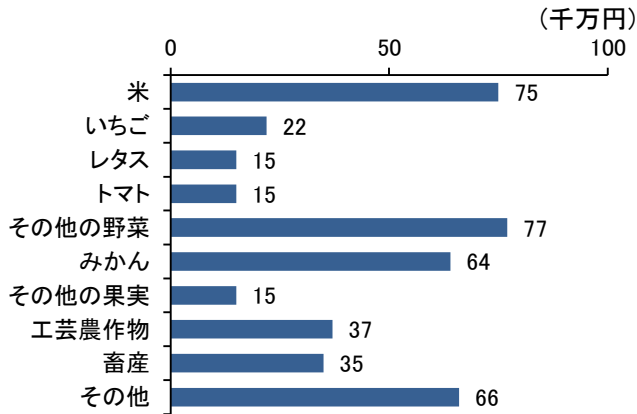
【資料：農林基盤整備課】



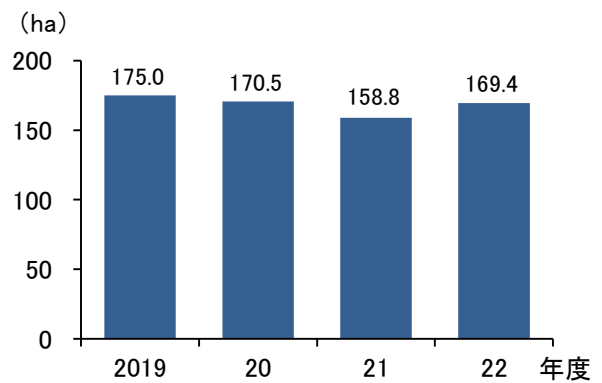
放置竹林解消面積の推移
【資料：農林基盤整備課】



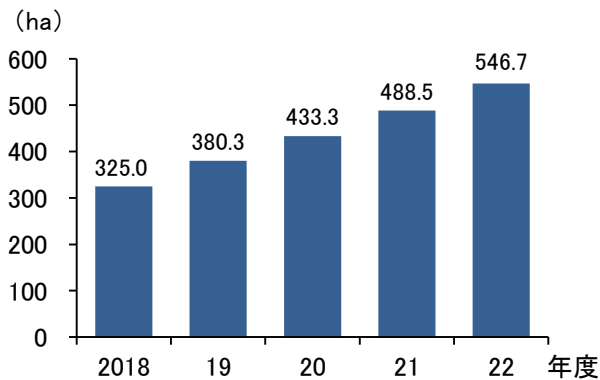
経営耕地面積と総農家数の推移
【資料：農林業センサス】



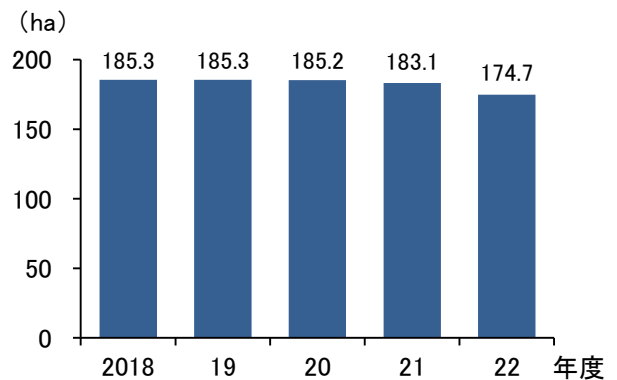
農業産出額の内訳（2021 年）
【資料：市町村別農業産出額】



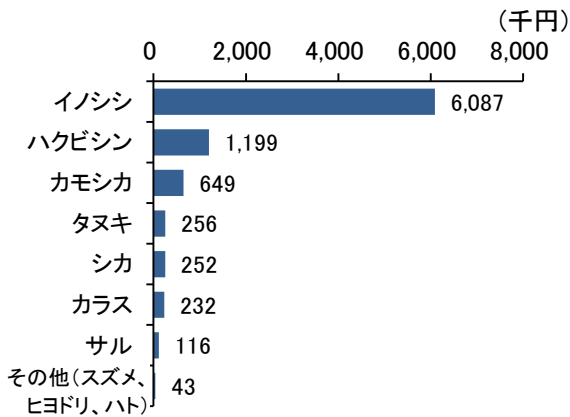
荒廃農地（遊休農地）面積の推移
【資料：荒廃農地解消アクションプラン】



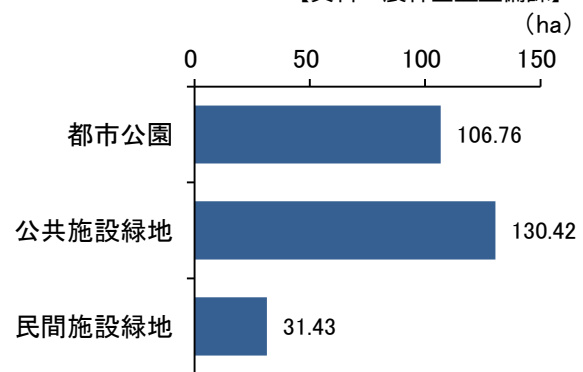
環境保全型農業取組面積の推移
【資料：農業振興課】



地域住民による農地など保全活動の
取組面積の推移
【資料：農林基盤整備課】



野生鳥獣被害金額（2022 年度）
【資料：農林基盤整備課】



施設緑地面積（2015 年 3 月）
【資料：藤枝市緑の基本計画】

資料 3 策定の経緯



■ 策定の経緯

2023 年（令和 5 年）		
2 月	アンケート調査	◇2 月 18 日から 3 月 6 日まで市民・事業者
2 月 3 日	専門家ヒアリング（岸本年郎氏）	◇現状・課題・今後の取組などについて
7 日	専門家ヒアリング（増田章二氏）	◇現状・課題・今後の取組などについて
9 日	専門家ヒアリング（山田辰美氏）	◇現状・課題・今後の取組などについて
3 月 28 日	令和 4 年度第 3 回藤枝市環境審議会	◇策定部会設置について
4 月 18 日	行政経営会議	◇策定方針の決定
5 月 18 日	第 1 回藤枝市生物多様性地域戦略策定委員会	◇策定方針、戦略素案について
6 月 12 日	第 1 回藤枝市生物多様性地域戦略策定部会	◇策定方針、戦略素案について
7 月 5 日	令和 5 年度第 1 回藤枝市環境審議会	◇策定部会報告、戦略素案について
8 月 16 日	第 2 回藤枝市生物多様性地域戦略策定委員会	◇戦略素案について
9 月 4 日	第 2 回藤枝市生物多様性地域戦略策定部会	◇戦略素案について
19 日	令和 5 年度第 2 回藤枝市環境審議会	◇策定部会報告、戦略素案について
10 月 20 日	市議会 建設経済環境委員協議会	◇戦略素案の説明
11 月 20 日	行政経営会議	◇戦略案の決定
12 月 14 日	市議会 全員協議会	◇戦略案・パブリックコメントの説明
22 日	パブリックコメント	◇12 月 22 日から 1 月 23 日まで
2024 年（令和 6 年）		
2 月 7 日	行政経営会議	◇パブリックコメント結果報告
3 月	令和 5 年度第 3 回藤枝市環境審議会	◇パブリックコメント結果報告
	戦略公表	

資料4 委員名簿



■ 藤枝市環境審議会（敬称略）

氏名		所属など
平井 一之	会長	一般社団法人静岡県環境資源協会 会長
久米 一成	副会長	東京都市大学環境学部環境創生学科 客員教授
秋田 弘武		藤枝商工会議所 常務理事
阿井 正人		藤枝市自治会連合会 副会長兼会計
小杉山 晃一		常葉大学社会環境学部 准教授
榎 初夫		藤枝市環境衛生自治推進委員会 監事
石澤 きのゑ		藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議 理事
永田 奈央美		藤枝市教育委員会 委員
森田 ふさ子		藤枝市農業委員会 委員
平井 智恵子		JA 大井川女性部 藤枝ブロック長
古江 健二		静岡県地球温暖化防止活動推進員
池田 雅都		山本機工株式会社 総務部長
渡村 マイ		一般社団法人SACLABO 代表理事
堀池 利行		静岡県中部健康福祉センター 衛生環境部長兼環境課長

■ 藤枝市生物多様性地域戦略策定部会（敬称略）

氏名		所属など
小杉山 晃一	部会長	常葉大学社会環境学部 准教授（環境審議会委員）
永田 奈央美		藤枝市教育委員会 委員（環境審議会委員）
平井 智恵子		JA 大井川女性部 藤枝ブロック長（環境審議会委員）
山田 辰美		NPO 法人ふじ環境研究所 所長
柏 正道		住友ベークライト(株)静岡工場 環境管理部長

資料5 用語解説



あ行

■遺伝的かく乱

長い歴史の中で形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑によって乱されること。

■今守りたい大切な自然

2004（平成16）年3月に発行された「静岡県版レッドデータブック」に示された重要生息・生育地。開発候補地となりやすい場所や生態的に重要な場所、法的規制のない地域などの選定基準から、県内10箇所が選ばれている。

■エコアクション21

中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者向けの環境マネジメントシステムとして環境省が基準を策定した認証登録制度。

■エコパーク

生態系への配慮がなされた公園、生態系の学習を目的とする公園のこと。

■オーガニックビレッジ

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことをいい、農林水産省は2025（令和7）年までに100市町村でオーガニックビレッジを創出することとしており、藤枝市は2023（令和5）年2月14日に「オーガニックビレッジ宣言」を行った。

か行

■環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

■環境ラベル（エコラベル）

環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度のこと。具体的には「エコマーク」などがある。

■巨樹・巨木林

長い年月生き続けてきた古い大きな木や林のことをいう。巨樹・巨木林は、我が国の森林・樹木の象徴的存在であり、良好な景観の形成や野生動物の生息環境、地域のシンボルとして人々の心のよりどころ

となるなど、保全すべき自然として重要である。巨樹の定義は、地上1.3mの位置（胸高）での幹周囲が300cm以上の樹木。ただし、地上1.3mの位置において幹が複数に分かれている樹木の場合には、個々の幹の周囲の合計が300cm以上あり、そのうち主幹の幹周囲が200cm以上のものとする。

■グリーンカーテン

ゴーヤやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。

■グリーン調達

納入先企業が、仕入れ先や供給元から環境負荷の少ない製商品・サービスや環境配慮などに積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達すること。

■グリーン・ツーリズム

農山漁村を訪問して、その地域の自然や歴史文化、人々との交流を楽しむ余暇活動をいう。

■国内希少野生動植物種

日本に生息・生育するが、人為の影響などにより存続に支障を来すような状況がみられる種で、その保護を図るため「種の保存法」に基づいて指定された種（亜種または変種を含む）。

■昆明モントリオール生物多様性枠組

2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、「愛知目標」を引き継いだ枠組のこと。2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で定められた。

さ行

■自然共生サイト

民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

■自然を活用した解決策（NbS）

自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組のこと。NbSはNature-based Solutionsの略。

■種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で、国内に生息・生育する種又は外国産の希少な野生動植物の保全するための必要な措置を定め

ており、1992（平成 4）年 6 月に制定、1993（平成 5）年 4 月に施行された。

■条件付特定外来生物

外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称のこと。法律上は「特定外来生物」となる。現時点で「条件付特定外来生物」に指定される生物は、アメリカザリガニとアカミミガメの 2 種。

■植物群落

様々な植物が一緒に生育し、集団を形成することで成り立つ植物の群れで、植物種の組み合わせから様々なタイプに分けることができる。

■ステークホルダー

株主・経営者・従業員・顧客・取引先のほか、金融機関、行政機関、各種団体など、企業のあらゆる利害関係者を指す言葉。

■静岡県希少野生動植物保護条例

静岡県が 2011（平成 23）年 4 月に施行した絶滅のおそれのある野生生物を保護するための条例。

■生態系被害防止外来種

2010（平成 22）年の生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。

た行

■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市区町村が指定したもの。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

■特定植物群落

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

■特別天然記念物

「天然記念物」のうち特に重要なものは特別天然記念物に指定される。

は行

■ビオトープ

本来その地域にすむ様々な野生生物が生息することができる空間のこと。森林や農用地、河川なども本来のビオトープに該当する。

■藤枝版ビオトープ

地域にすむ様々な野生生物の生息・生育空間を意味する「ビオトープ」には、森林や農用地、河川など自然にある生物の生息・生育空間も含まれます。このような生態系を身近に感じることができる場所を、本戦略では「藤枝版ビオトープ」と定義しています。

ら行

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）掲載種についてとりまとめたもの。

英数字

■BOD

Biochemical Oxygen Demand の略。生物学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるのに要した酸素の量で、水質を表す代表的な指標の一つ。水が汚濁しているほど BOD は高くなる。また、BOD 指標は海域と湖沼では用いられない。

■OECM

Other Effective Area-based Conservation Measures の略。自然公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性を保全できる地域のこと。公園だけではなく、企業の森やビオトープ、屋上庭園、農地など、あらゆる場所が候補になる。

■30by30 目標

2030（令和 12）年までに陸域と海域の 30%以上を保全する目標で、日本では、既に陸域 20.5%、海域 13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かなめぐみを取り戻すことを目的としている。

■6R

「ごみを出さない」「繰り返し使う」「再資源化する」というごみ減量と資源の有効利用の優先順位のこと。Reduce（減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（資源として再び利用する）の頭文字をとって 3R と呼ばれている。これに Refuse（断る）、Return（持ち帰る）、Recover（清掃活動へ参加する）を加えて 6R という。

生物多様性ふじえだ戦略

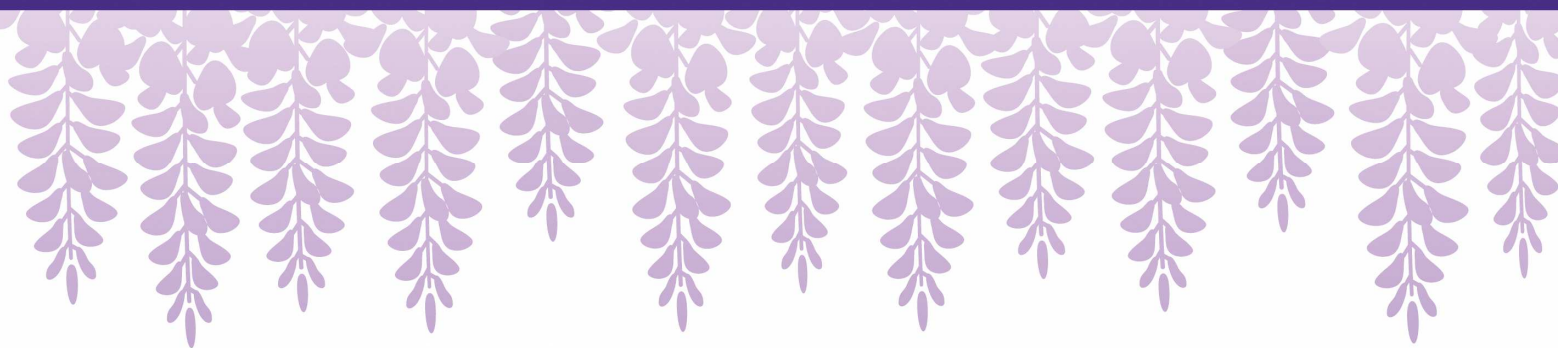
令和6年3月発行

〒426-0026 藤枝市岡出山 2-15-25

藤枝市環境水道部環境政策課

TEL：054-643-3183 FAX：054-631-9083

e-mail：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp



この冊子は環境に配慮した FSC® 認証紙と植物油インキを使用しています。